



申
6
号

「労使間の取扱いに関する協約」の 改訂に関する申し入れ

9月17日
第2回団体交渉
開催! -その3-

〈3項〉第16条(交渉委員)については、団体交渉は、専ら交渉委員がこれを行うこと。なお、交渉委員の数は、組合側会社側以下のおりとし、それぞれ同数とすること。

- (1) 毎年9月1日現在の社員たる組合員数(以下、「組合員数」という。)が500人以下の場合は、4名以内とすること。
- (2) 組合員数が500人を超え、800人以下の場合は、5名以内とすること。
- (3) 組合員数が800人を超え、1,000人以下の場合は、6名以内とすること。
- (4) 組合員数が1,000人を超え、5,000人以下の場合は、8名以内とすること。
- (5) 組合員数が5,000人を超え、10,000人以下の場合は、11名以内とすること。
- (6) 組合員数が10,000人を超える場合は、15名以内とすること。

(回答) 真摯かつ整然とした団体交渉を行う上での人数として、現行どおりで適切と考えている。

組合 : 要求は現行条文より細分化した内容である。「現行どおりで適切」とした根拠は何か。

会社 : 現行の定めの数で、真摯かつ整然に団体交渉での議論はできている認識である。現行から見直す問題意識が見つからなく、改訂に至らない。双方で認識があれば人数算出方法について変更することは否定すべきことではない。

組合 : 団体交渉は「真摯かつ整然」に建設的議論になっていないと認識している。認識を合わせて改善すべきだ。

会社 : 会社としては、現行協約での団体交渉委員で議論はできている。最終的には協約全体を見て、3年間の協約締結期間を考慮し、会社として全体を見て考えていく必要がある。

組合 : 第16条「毎月9月1日現在の社員たる組合数」の考え方と数の把握についてはどのように行っているのか。

会社 : 「毎月9月1日現在の社員たる組合数」を組合費控除データ人数から算出し、毎年9月1日を基準にして、そこから1年間の交渉委員数については定めている。

組合 : 現行条文では協約締結期間の3年間を考慮した内容ではない。改訂期を迎え、輸送サービス労組の組合員や組織実態(本部+5地方本部)等に踏まえ見直した上での締結を求める。

会社 : 会社として、全体を見た時に変化があるとは認識していない。有効期間満了を迎え、見直す問題意識に無いことから現行条文で適切と考える。

<第3項 ~Point~>

- ✓ 交渉委員の算出基準については、協約の締結「3年間」の期間を考慮し、会社として全体を見て変更の検討を行う。
- ✓ 交渉委員の算出基準となる組合員数は、賃金控除データから把握している。

組合員の声をより反映できる実態に則した

交渉委員の細分化については認識が合わず対立!

その4へ
続く